

きれいなまち渋谷をみんなで作る条例（抜粋）

（目的）

第1条 この条例は、「きれいなまち渋谷をみんなで作る。」という理念の下に、吸い殻、空き缶等の投げ捨て、落書き等の防止、空き地の雑草の除去、路上障害物等の除去及び青少年育成にとって良好な環境の整備に関し必要な事項を定め、もって美しく健全なまちづくりを総合的に推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 5 たばこ たばこ事業法（昭和59年法律第68号）第2条第3号に掲げる製造たばこであって、同号に規定する喫煙用に供されるもの及び同法第38条第2項に規定する製造たばこ代用品をいう。
- 7 喫煙 たばこを燃焼又は加熱させ、自己が煙（蒸気を含む。以下同じ。）を吸入することをいう。
- 8 受動喫煙 他人の喫煙によりたばこから発生した煙を吸入することをいう。

（区民等の責務）

第4条 区民等は、次に掲げる事項の遵守に努めなければならない。

- 1 公共の場所等で自ら生じさせた吸い殻、空き缶等を吸い殻入れ若しくは回収容器に収納し、又は持ち帰ること。
- 2 喫煙をしようとする場合は、その場所に配慮するとともに、受動喫煙を生じさせないようにすること。

（禁止行為）

第11条 何人も、公共の場所等のみだりに吸い殻、空き缶等を捨ててはならない。

2 何人も、公共の場所（屋外に限る。）においては、喫煙をしてはならない。ただし、指定喫煙所においては、この限りでない。

（罰則）

第22条 第11条第1項、第3項又は第4項の規定に違反した者は、2万円以下の罰金に処する。

2 第11条第2項の規定に違反した者に対しては、1万円以下の過料を科する。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第22条に一項を加える改正規定は、同年7月1日から施行する。